

## 令和7年6月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年6月25日(水) 午後3時00分～午後4時00分

2.開催場所 三芳町役場 201 会議室

3.出席委員 13人

|        |        |
|--------|--------|
| 会長     | 長谷川 清行 |
| 会長職務代理 | 古寺 貞雄  |
| 委員     | 島田 裕康  |
|        | 矢島 秀信  |
|        | 鈴木 浩之  |
|        | 清水 高広  |
|        | 塩野 智恵  |
|        | 武田 修二  |
|        | 鈴木 孝史  |
|        | 鈴木 浩   |
|        | 高山 誠二  |
|        | 井田 周   |
|        | 田中 義行  |

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第80号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第81号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第82号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

議案第83号 地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成について

報告第73号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第74号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第75号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 主 幹 江田 直也 主 事 三浦 涼太

主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

## 6. 会議の概要

会長            それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局        議案第80号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり  
議案第81号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり  
議案第82号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり  
議案第83号、1、地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成について、別紙のとおり  
報告第73号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第74号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第75号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和7年6月25日提出  
三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長            議案第80号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局        事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。  
議案第80号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の一部の計5筆となります。  
所在につきましては、2ページから7ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は上から1,144㎡のうち1,022㎡、1,167㎡、1,172㎡、1,173㎡、1,639㎡のうち1,009㎡の計5,543㎡であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機2台、トラクター1台、田植機1台、トラック2台などを所有しており、  
農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主  
たる経営作物は、大根、枝豆、ほうれん草となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地の畑を確認してまいりました。  
今回の件で一部貸さない部分が2か所あります。  
1か所目は電柱ほどの木が3本ほど植わっており、もう片方は竹林のような形にな  
っており、耕作の用に供せる現状ではありませんでした。  
貸出する農地に関しては管理されており、今後は枝豆を作付けする予定とのこと  
です。  
また借人は今回の農地とは別に貸人より農地を借りて耕作しているため問題ない  
かと思われます。  
慎重審議の程よろしくお願いします。

会長 議案第80号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第80号番号1は意見無しとします。

議案第80号番号2について、農地利用最適化推進委員の〇〇〇〇委員が関係  
者となりますので一時退席をお願いします。

議案第80号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、8ページから10ページまでの案内図、公図の写しをご覧くだ  
さい。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は4,378㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和13年8月31日までの6年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機1台、トラクター2台、乾燥機1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、かぶ、きゅうり、となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 当該申請農地を確認に行きました。  
農地の東側にはきゅうりが、西側にはカブが作付けられており、きれいに管理されている畑でした。  
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第80号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、議案第80号番号2は意見無しとします。  
議案第80号番号2につきまして審議が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

議案第80号番号3・番号4・番号5について、借人が同一のため一括で、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。11ページをご覧ください。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。  
所在につきましては、12ページから13ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は上から613㎡、567㎡の計1,180㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和8年8月31日までの1年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
借人の説明の前に番号4についてご説明いたします。  
再度11ページをご覧ください。  
番号4につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、14ページから15ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,579㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人及び借人は番号3と同一のため省略いたします。  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
借人の説明の前に番号5についてご説明いたします。  
再度11ページをご覧ください。  
番号5につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。  
所在につきましては、16ページから18ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇は農振地域外で、〇〇〇〇は農振農用地となります。  
面積は上から10㎡、2,116㎡の計2,126㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人及び借人は番号3と同一のため省略いたします。  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機3台、トラクター1台、などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 番号4、番号5の農地につきましては水菜が播種されており、管理もしっかりとされておりました。番号3の農地につきましては多少草が生えておりましたが、今回の申請農地につきまして中間管理機構を通した貸し借りは新規となっておりますが、旧基盤法を利用した貸し借りを長年しており、管理も絶やさず行っているのを確認しております。現在生えている草につきましては手入れをお願いしておりますので問題ないかと思われます。  
慎重審議の程よろしくお願いいたします。

会長 議案第80号番号3・番号4・番号5について何か意見ございませんか。

1番委員 番号5について権利の始期と終期が1年間となっているが何か理由があるのでしょうか。

- 事務局 中間管理機構を通した貸し借りにつきましては6年や10年という長期間の貸し借りを推奨しております。  
今回の貸人にも説明をしたのですが、旧基盤法でも1年で貸し借りを行っており、今回も1年間で貸し出すという意向が強かったため1年間の貸し借りになっております。
- 1番委員 承知しました。
- 会長 異議なしの声がありましたので議案第80号番号3・番号4・番号5は意見無しとします。  
  
議案第80号番号6について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局より説明いたします。19ページをご覧ください。  
番号6につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の計9筆となります。  
所在につきましては、20ページから25ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域外となります。  
面積は上から511㎡、1,409㎡、2,372㎡、2,232㎡、249㎡、501㎡、479㎡、2,324㎡、397㎡の計10,474㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇  
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機4台、トラクター2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、いちご、ねぎ、となります。  
事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 3番委員 貸人は高齢であり、息子は働きに出てしまい、畑の管理だけでも手一杯とのことで話を伺っております。  
借人につきましては、息子と一緒に冬はイチゴ、その他の時期は季節の野菜を作付けしております。  
現在所有している農地もきれいに管理されているため問題ないと思います。  
慎重審議の程よろしくお願いします、

会長 議案第80号番号6について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第80号番号6は意見無しとします。

事務局 26ページをご覧ください。  
議案第81番号1は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。  
番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。  
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。  
所在につきましては、27ページから28ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。  
面積は上から173㎡となっております。  
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。  
譲渡人の経営面積は173㎡、譲受人の経営面積は0㎡となります。  
申請事由は有償による所有権移転となっております。  
続いて許可要件について説明いたします。  
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、〇〇〇〇さんは、草刈機1台、剪定鋏1本、シャベル1本、軽トラック1台を所有しており、農業を営む環境にあると申請書および作付け計画書より判断しております。  
労働力は、申請者のみと記載されております。  
作付け予定の作物は、オリーブ、となっております。  
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書、作付け計画書によりますと満たす計画となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 現地の畑を確認し、譲受人にも話を伺ってきました。  
現地は譲受人の自宅の隣地となっております。現状は土も硬くなっているが、果樹を作付け畑として管理するということでした。  
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第81号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、許可とします。

議案第82号番号1について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 29ページをご覧ください  
議案第82号番号1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計5筆となっております。  
所在につきましては、30ページから37ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。なお、〇〇〇〇の筆につきましては市街化区域と市街化調整区域に分かれております。  
〇〇〇〇は市街化区域です。  
〇〇〇〇は市街化調整区域です。  
市街化調整区域の〇〇〇〇を含む他の筆は、農振農用地となっております。  
面積は上から1186㎡、899㎡、2946㎡、2,451㎡、440㎡の計7,922㎡となっております。  
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。  
納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年9月27日となっております。  
被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。  
事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 3番委員 現地の農地及び今回の申請者に話を伺いました。  
申請者は若いうちから就農しており、家族で農業を経営しておりました。  
きゅうり、ほうれん草、サツマイモなどを作付けしており、収穫した野菜は農協や直売所で販売をしているとのことでした。  
問題ないかと思われます。  
審議の程よろしく願いいたします。
- 会長 議案第82号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、適格者とします。  
  
議案第83号番号1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 38ページをご覧ください。  
議案第83号番号1につきましては、令和7年3月31日に策定した三芳町地域計画について、農地所有者より「地域計画変更申出書」が三芳町長宛てに提出されたことによる、地域計画の変更に伴う目標地図の素案について審議し、意見を求め



るものとなります。

農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められております。

地域計画の変更申出書が提出されたことにより、三芳町長より令和7年6月10日付三芳観発第244号にて地域計画の変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成について諮問を受けており、別紙のとおり「目標地図」を作成し、三芳町長へ答申することにより、意見を求めるものとなります。

また、同法第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする。」とされており、三芳町ホームページ上にて今回の件について協議の場に代わる意見聴取の結果に基づきまして素案の作成をいたしました。

39ページから42ページにつきましてご説明いたします。

39ページは変更前と変更後の目標地図を並べたものになります。

40ページは令和7年3月31日に策定された地域計画の区域内の農用地等の面積が記載されたものです。

41ページは「地域計画の変更申出書」に記載された地域計画の変更内容一覧です。

42ページは変更内容一覧に記載がある面積を策定済みの地域計画の区域内の農用地等の面積を修正したものととなります。

事務局からは以上です。

会長

議案第83号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、決定とします。

これよりは報告案件となりますが、報告第73号番号1につきまして農業委員の〇〇〇〇委員が関係者となりますので一時退席をお願いいたします。

それでは報告第73号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

43ページをご覧ください。

報告第73号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の一部、〇〇〇〇の一部の計2筆で、面積は上から845㎡のうち56.16㎡、497㎡のうち39.21㎡の計95.37㎡となっております。

所在等につきましては、44ページから48ページまでの案内図、公図の写し、配置

図、平面図をご覧ください。  
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、出入りスロープとして受理済みです。

会長 報告第73号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

それでは、報告第74号番号1以降の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして49ページをご覧ください。  
報告第74号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。  
番号1につきましては、権利は、所有権の移転で、  
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。  
所在等につきましては、50ページから54ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。  
面積は154㎡となっております。  
譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、戸建建築として受理済みです。

続きまして55ページをご覧ください。  
報告第75号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。  
この案件は、令和7年3月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、56ページから58ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は2,587㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間となります。

再度55ページをご覧ください。  
番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。

所在につきましては、59ページから61ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は2,210㎡、1,930㎡の計4,140㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和7年6月1日から令和17年5月31日までの10年間となります。

再度55ページをご覧ください。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。  
所在につきましては、62ページから63ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は531㎡、534㎡の計1,065㎡であり、権利が使用貸借権の設定、及び貸借権の設定です。  
貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
〇〇〇〇につきましては  
令和7年6月1日から令和10年5月31日までの3年間となり、  
〇〇〇〇につきましては  
令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間となります。  
公告日は令和7年5月28日です。  
事務局からは以上です。

会長                    以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。  
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 7 月 25 日

議長                    長谷川 清行

署名委員              島田 裕康

署名委員              塩野 智恵